

雫石町簡易水道事業経営戦略(改定版)

団 体 名 : 雫石町

事 業 名 : 簡易水道事業

策 定 日 : 令和 4 年 2 月

改 定 日 : 令和 7 年 3 月

計 画 期 間 : 令和 6 年度 ~ 令和 15 年度

1. 事業概要

(1) 事業の現況 (R6.4.1時点)

① 給 水

供 用 開 始 年 月 日	令和1年10月1日	計 画 給 水 人 口	289 人
法 適 (全 部 ・ 財 務) ・ 非 適 の 区 分	法適用(全部)	現 在 給 水 人 口	122 人
		有 収 水 量 密 度	0.05 千m ³ /ha

② 施 設

水 源	□表流水 , □ダム , □伏流水 , ☒ 地下水 , □受水 , □その他			
施 設 数	浄水場設置数	1	管 路 延 長	7,432 千m
	配水池設置数	1		
施 設 能 力	167 m ³ /日		施 設 利 用 率	3.81 %

③ 料 金

料 金 体 系 の 概 要 ・ 考 え 方	簡易水道事業(以下「簡水」という。)の水道料金は、水道事業の料金体系を準用しています。 体系としては、「用途口径別:基本料金+均一従量料金」を適用しています。		
料 金 改 定 年 月 日 (消費税のみの改定は含まない)	令 和 4 年 4 月 1 日		

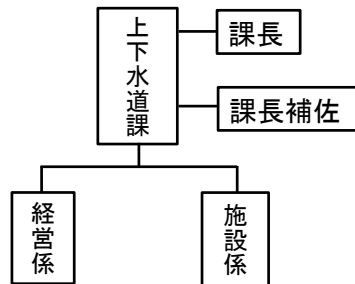
<料金表>

基本料金				従量料金
用途	口径	基本水量	基本料金	1㎡当たり
一般用	13mm	6㎡まで	1,270円	198円
	20mm		2,190円	
一般用以外	25mm		3,920円	
	40mm		7,800円	
	50mm		11,150円	
	75mm		19,950円	
温泉旅館用	13mm	100㎡まで	1,270円	242円
	20mm		2,190円	
	25mm		3,920円	
	40mm		7,800円	
	50mm		11,150円	
	75mm		19,950円	
臨時用	660円/㎡			

④ 組 織

簡水に関する業務は、上下水道課が所管しています。
課員は11人で、簡水に係る業務は、水道事業を担う職員(6人)が兼務している状況です。

<組織体制>



<職員数・職種・年齢構成等>

(単位:人)

	課長	課長補佐	経営係	施設係	合計
61歳 ~	0	0	0	0	0
51~60歳	1	0	0	1	2
41~50歳	0	1	2	3	6
31~40歳	0	0	2	1	3
~ 30歳	0	0	0	0	0
合計	1	1	4	5	11

(2) これまでの主な経営健全化の取組

※民間活用や施設の統廃合、広域化(*1)等の経営健全化の取組について、実施年度や概要、効果等を図表などを適宜用いながら分かりやすく記載すること。

規模が小さく、また加入率が低いため、経営健全化への取組には至っていません。

*1 水道事業の広域化とは、水道法(昭和32年法律第177号)第2条の2第2項の市町村の区域を超えた広域的な水道事業者間の連携等に当たるものである。その具体的な方策としては、経営統合(事業統合及び経営の一体化をいう。以下同じ。)、浄水場等一部の施設の共同設置や事務の広域的処理等がある。

(3) 経営比較分析表等を活用した現状分析

※ 直近の経営比較分析表(「公営企業に係る「経営比較分析表」の策定及び公表について」(公営企業三課室長通知))による経営比較分析表)を添付すること。

※添付した「経営比較分析表」に補足すべき内容(経営指標や日本水道協会「水道事業ガイドライン」における指標を活用した分析等)を記載すること。

「水道 別添1」のとおり

2. 将来の事業環境

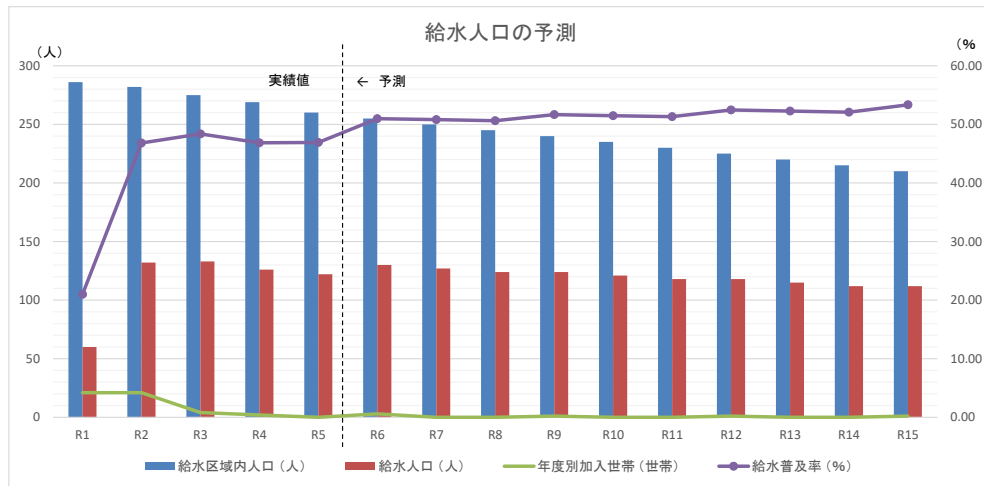
(1) 給水人口の予測

※給水人口の予測について、図表などを適宜用いながら、予測の方法(考え方)等も含め、分かりやすく記載すること。必要に応じて過去の推移についても記載すること。

- 〈予測の方法〉
- ・給水区域内人口:過去5年の実績を基に、時系列傾向分析により算定(R7年度以降、毎年度4人の減少)
 - ・給水人口:過去5年の実績を基に、時系列傾向分析により算定(R7年度以降、毎年度3人の減少、加入世帯がある年度は3人の増加)

供用開始間もない令和元年度及び2年度は水道加入者が急激に伸びましたが、大村地区の各家庭には自家水道があるため、水道への加入は緊急を要するものではなく、水回りのリフォーム、建て替え等のタイミングでのみの加入が見込まれるため、今後の給水人口は減少傾向で、普及率は概ね横ばいで推移していくものと思われます。

項目	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15
給水区域内人口(人)	286	282	275	269	260	255	250	245	240	235	230	225	220	215	210
給水人口(人)	60	132	133	126	122	130	127	124	124	121	118	118	115	112	112
年度別加入世帯(世帯)	21	21	4	2	0	3	0	0	1	0	0	1	0	0	1
給水普及率(%)	20.98	46.81	48.36	46.84	46.92	50.98	50.80	50.61	51.67	51.49	51.30	52.44	52.27	52.09	53.33



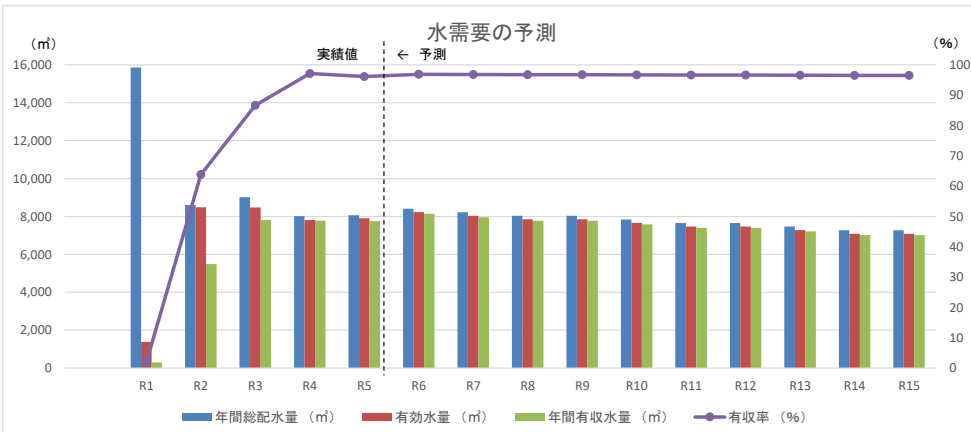
(2) 水需要の予測

※水需要の予測について、図表などを適宜用いながら、予測の方法(考え方)等も含め、分かりやすく記載すること。必要に応じて過去の推移についても記載すること。

- 〈予測の方法〉
- ・有収水量:令和4年度から令和5年度までの1人当たり有収水量の平均値(62.68 m^3)を給水人口予測値に乗じて算出
(※有収水量とは…料金徴収の対象となった水量のこと。漏水(無効水量)や消防用水(無収水量)に要した水量を除く。)
 - ・有効水量:無効水量や無収水量を考慮し、有収水量に1%を乗じて算出
(※有効水量とは…使用上有効とみられる水量。年間総配水量から無効水量を除いたもの。有収水量と無収水量の合計水量。)
 - ・年間総配水量:有効水量に、令和4年度及び令和5年度の無効水量平均値(183 m^3)を加算して算出

令和元年度の年間総配水量は、水道加入件数が低調で給水量が少なかったため、給水開始前の洗管及び凍結防止を目的に洗管をしていたため多量となっています。今後は給水人口の減少と共に総配水量及び有収水量もゆるやかに減少していくものと考えられます。

項目	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15
年間総配水量(m^3)	15,866	8,604	9,012	8,014	8,064	8,413	8,223	8,033	8,033	7,843	7,653	7,653	7,463	7,273	7,273
有効水量(m^3)	1,383	8,490	8,472	7,808	7,904	8,230	8,040	7,850	7,850	7,660	7,470	7,470	7,280	7,090	7,090
年間有収水量(m^3)	297	5,493	7,812	7,786	7,755	8,148	7,960	7,772	7,772	7,584	7,396	7,396	7,208	7,020	7,020
有収率(%)	1.87	63.84	86.68	97.15	96.17	96.86	96.81	96.75	96.75	96.70	96.64	96.64	96.58	96.52	96.52



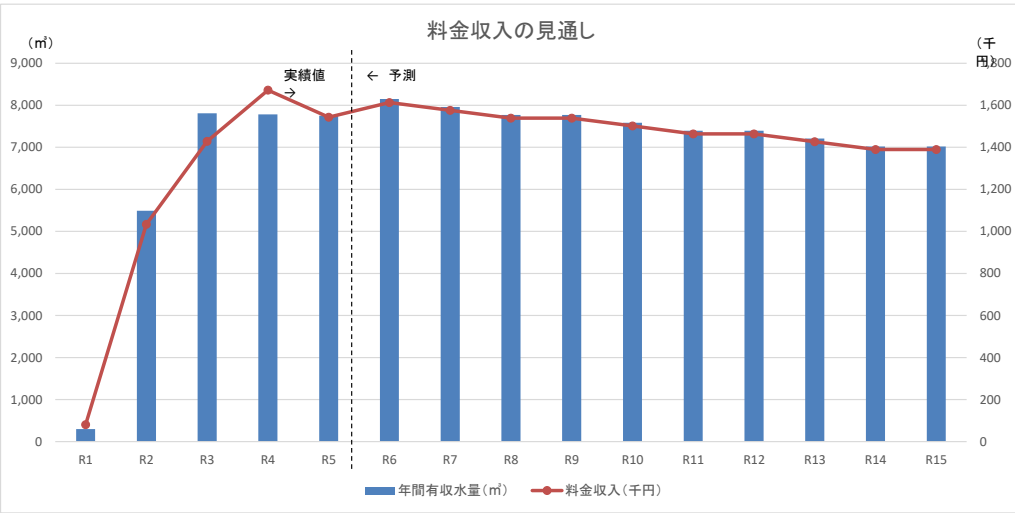
(3) 料金収入の見通し

※料金の見通しについて、図表などを適宜用いながら、予測の方法(考え方)等も含め、分かりやすく記載すること。必要に応じて過去の推移についても記載すること。

〈予測の方法〉
・料金収入の予測は、年間有収水量に水道料金単価198円/㎡ を乗じて算出

今後、給水人口が減少する見込であるため、料金収入も減少するものと思われます。

項 目	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15
年間有収水量 (㎡)	297	5,493	7,812	7,786	7,755	8,148	7,960	7,772	7,772	7,584	7,396	7,396	7,208	7,020	7,020
料金収入 (千円)	81	1,034	1,429	1,672	1,543	1,613	1,576	1,539	1,539	1,502	1,464	1,464	1,427	1,390	1,390



(4) 組織の見通し

※定員の管理計画等を踏まえた将来の職員数の見通し等について、図表などを適宜用いながら、分かりやすく記載すること。

簡易水道事業は、水道事業に従事する職員が兼務している状況です。
本町の水道事業に係る給水区域は、面積が広く管理する水道施設も多いため、この現状に加えて当該簡易水道を維持管理することは、特に技術職員の負担が増している状況です。
簡易水道に関わらず、本町が管理する水道施設全般について現在の職員定数での運営は厳しい状況にあります。
職員定数は当事業体のみで決められることではなく、本町行政全体の職員配置等に基づき決定されるため、技術及び技能継承の重要性を訴えながら、適切な職員配置及び定数の確保を図ります。

3. 経営の基本方針

※ 1. 事業概要及び2. 将来の事業環境を踏まえ、事業を継続する上での経営理念、基本方針等について記載すること。

- (1)安全でおいしい水の安定供給
・水源から蛇口までの各段階における水質保持を徹底し、安全でおいしい水を安定して供給します。
- (2)水道加入の促進
・供用開始から5年が経過しましたが、加入率がまだ低い状況であり、当面の間は加入率70%を目指し、加入促進を行います。

4. 投資・財政計画(収支計画)

(1) 投資・財政計画(収支計画) : 「水道 別添2」のとおり

(2)投資・財政計画(収支計画)の策定に当たっての説明

① 収支計画のうち投資についての説明

目 標	※ 目標設定をするにあたり、複数の推計パターン(高位・中位・低位)で試算を行うこと。また、計画期間に関わらず、可能な限り長期目標(30～50年超)についても記載すること。 ・安全でおいしい水の安定供給のため、定期的な井戸洗浄の実施及びポンプの更新を図っていきます。
-----	---

※ 計画期間内に実施する主な投資の内容(施設名、時期、金額など)について、図表なども適宜用いながら、分かりやすく記載すること。
※ また、収支計画の策定に当たって反映した取組について、内容(対象施設、時期、金額など)を記載すること。

- ・水源の井戸洗浄:令和7年度(1,500千円)、令和12年度(1,600千円)
- ・ポンプの購入:令和10年度(500千円)、令和15年度(1,000千円)

② 収支計画のうち財源についての説明

目 標	※ 目標設定をするにあたり、複数の推計パターン(高位・中位・低位)で試算を行うこと。また、計画期間に関わらず、可能な限り長期目標(30～50年超)についても記載すること。 ・安定した収入確保を図るため、水道料金の収納率100%を目指します。
-----	--

※ 財源(料金、企業債、繰入金、国庫補助等)の積算の考え方等について記載すること。

- ・簡水単体での料金改定は、大幅な料金アップとなり加入者の負担が著しく増加するため、水道事業に合わせた料金改定とします。
- ・不足する財源については、当面の間、一般会計からの繰入金(他会計補助金)で賄います。

※簡水を整備する際に活用した辺地債は、簡水意外にも複数の整備を実施した経緯から財政担当で負担しており、当簡水事業での負担はありません。

③ 収支計画のうち投資以外の経費についての説明

※ 投資以外の経費(委託料、修繕費、動力費、人件費など)の積算の考え方等について記載すること。
・動力費及びその他については、令和6年度以降、前年度の経費に物価上昇率2%を乗じて算出しています。 ・修繕費については、定期的な井戸洗浄費用を見込んでいます。

(3) 投資・財政計画(収支計画)に未反映の取組や今後検討予定の取組の概要

※ 投資・財政計画(収支計画)に反映することができなかった検討中の取組や今後検討予定の取組について、その内容等を記載すること。
また、(1)において、純損益(法適用)又は実質収支(法非適用)が計画期間内の最終年度で黒字とならず、赤字が発生している場合には、赤字の解消に向けた取組の方向性、検討体制・スケジュール等について記載する必要があること。

① 投資の合理化、費用の見直しについての検討状況等

広 域 化	水道事業広域連携検討会に参加し、上水道と合わせて広域化について検討します。
民間の資金・ノウハウ等の活用 (PPP/PFI等の導入等)	先進事例等を参考にPFI、DBO、第三者委託について上水道と合わせて調査・検討します。
アセットマネジメントの充実 (施設・設備の長寿命化等による投資の平準化)	供用開始後日が浅いため、現時点では想定していません。
施設・設備の廃止・統合 (ダウンサイジング)	事業規模が小さいため、想定していません。
施設・設備の合理化 (スペックダウン)	
その他の取組	

② 財源についての検討状況等

料 金	上水道の料金改定に合わせ簡易水道の料金も改正を行います。
企 業 債	現時点で企業債の借入予定はありません。
補 助 金	資金不足については、一般会計からの繰入金(他会計補助金)を充当します。
資産の有効活用等(*2)による 収入増加の取組	現時点では特に収入増加への取組の予定はありません。
その他の取組	引き続き加入促進に努めます。

5. 経営戦略の事後検証、改定等に関する事項

経営戦略の事後検証、 改定等に関する事項	※進捗管理(モニタリング)や見直し(ローリング)等の経営戦略の事後検証、改定等に関する考え方について記載すること。 ・経営比較分析表、投資財政計画は毎年進捗管理を行います。 ・本経営戦略については、改定5年後に中間検証を行い、必要に応じて改定を行います。
-------------------------	--

経営比較分析表（令和5年度決算）

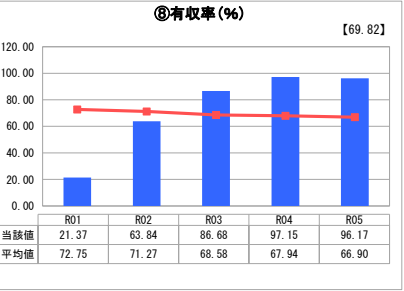
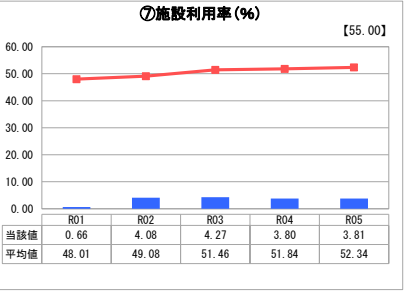
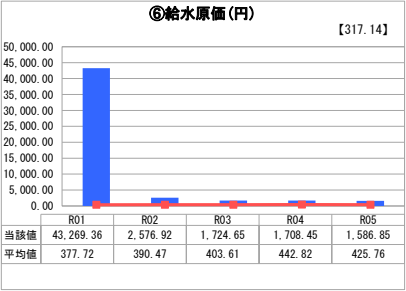
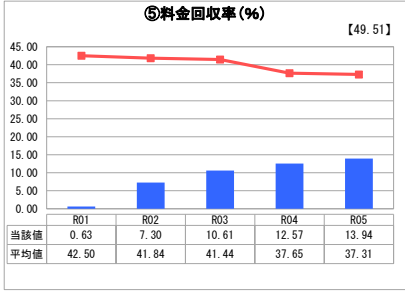
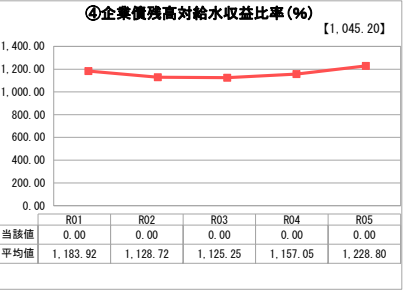
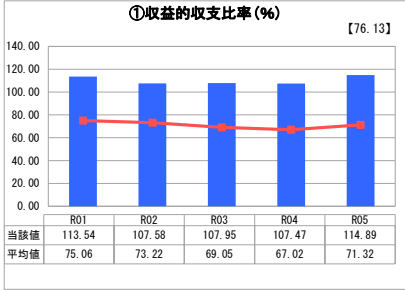
岩手県 雫石町

業務名	業種名	事業名	類似団体区分	管理者の情報
法非適用	水道事業	簡易水道事業	D4	非設置
資金不足比率(%)	自己資本構成比率(%)	普及率(%)	1か月20m ³ 当たり家庭料金(円)	
-	該当数値なし	46.92	4,042	

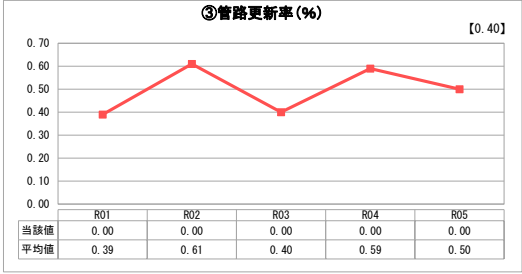
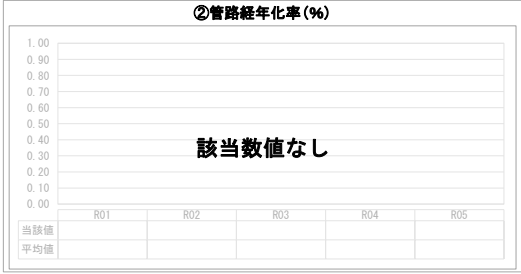
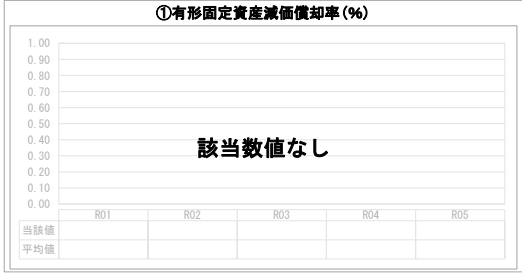
人口(人)	面積(km ²)	人口密度(人/km ²)
15,301	608.82	25.13
現在給水人口(人)	給水区域面積(km ²)	給水人口密度(人/km ²)
122	1.10	110.91

グラフ凡例
■ 当該団体値（当該値）
— 類似団体平均値（平均値）
【】 令和5年度全国平均

1. 経営の健全性・効率性



2. 老朽化の状況



分析欄

1. 経営の健全性・効率性について

現在の本町の簡易水道事業は、令和元年10月に供用を開始しており、供用開始から日が浅いこと、給水人口が少ないことなどから、全般的に経営の健全性・効率性ともに類似団体の平均値と比較して低い状況が続いています。

なお、特別会計としての運用は令和5年度まで、令和6年度からは法適用として運用しています。

①収益の収支比率は、100%を超えています。収入の大半が使用料以外の収入（一般会計からの繰入金）に依存しているため、加入促進を図るなど、自主財源の確保に努める必要があります。

④企業債の残高はありません。

⑤料金回収率は、13.57%と類似団体平均値よりかなり低くなっています。居住人口が少ない地域であり、今後も同様な回収率が続くものと見込まれますが、加入促進を図る必要があります。

⑥給水原価についても必要最低限な維持管理費となるように努めておりますが上記同様の理由により、高額の費用がかかっています。

⑦施設利用率は、類似団体と比較して低く、効率的な施設利用はできていません。

⑧有収率は年々増加傾向にありましたが、令和5年度前年度より0.98ポイント下がって96.17%となっています。

2. 老朽化の状況について

令和元年10月に供用開始となった施設であることから老朽化は見られません。

全体総括

本町の簡易水道事業は、令和6年4月から公営企業会計を適用し運用しております。

居住人口が少ない地域であり、今後においても各種数値の大幅な改善は困難であると捉えています。が、住民への安全安心な水道水の安定供給を第一義に、維持管理費の縮減やより一層の加入促進の取組を進めるなどして、経営改善に努めてまいります。

(単位:千円, %)

[illegible]

(単位:千円)

[illegible]

○他会計繰入金

(単位:千円)

[illegible]